

令和6年能登半島地震 被災者生活再建支援金のご案内

このたびの地震災害により住宅に大きな被害を受けた世帯を対象に、生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金を支給します。

※令和6(2024)年10月7日付けで国制度基礎支援金の申請期限が延長されました。これに伴い、
県市制度支援金の申請期限も延長となりましたので、ご確認ください。

1. 対象となる世帯

居住する住宅が、以下のいずれかに該当する世帯

- ①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の認定を受けた世帯
- ②床上浸水の被害を受けた世帯
- ③住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体する世帯

※「居住する住宅」とは、地震発生時に日常的に生活を送っていた住宅のことを言います。

※①②の被害状況の認定は、原則
り災証明書によります。

2. 支援金額

支援金には県市制度と国制度の2種類があり、世帯人数、被害状況及び住宅の再建方法で金額が異なります。
住宅を建設・購入または補修するまでの間に賃貸住宅へ入居する場合は、加算支援金の高い金額を適用します。

※被害状況が半壊及び床上浸水の世帯は、国制度は対象外となります。

※公営住宅に入居する場合、加算支援金は対象になりません。

※住宅の再建先を県外にする場合、県市制度の支援金額は1/2になります。

(1) 複数人世帯（世帯の人数が2人以上の世帯）

被害状況	県市制度 支援金	国制度			合計支援金額
		基礎支援金	再建方法	加算支援金	
全壊 敷地被害解体	100万円	100万円	建設・購入	200万円	400万円
			補修	100万円	300万円
			賃借	50万円	250万円
大規模半壊	50万円	50万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
中規模半壊	50万円		建設・購入	100万円	150万円
			補修	50万円	100万円
			賃借	25万円	75万円
半壊	50万円				50万円
床上浸水	30万円				30万円

(2) 単身世帯（世帯の人数が1人の世帯）

被害状況	県市制度 支援金	国制度			合計支援金額
		基礎支援金	再建方法	加算支援金	
全壊 敷地被害解体	75万円	75万円	建設・購入	150万円	300万円
			補修	75万円	225万円
			賃借	37万5千円	187万5千円
大規模半壊	37万5千円	37万5千円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37万5千円	112万5千円
中規模半壊	37万5千円		建設・購入	75万円	112万5千円
			補修	37万5千円	75万円
			賃借	18万7500円	56万2500円
半壊	37万5千円				37万5千円
床上浸水	22万5千円				22万5千円

3. 申請方法

県市制度と国制度のそれぞれの申請書を記入し、必要書類と一緒に市民活動支援課（市役所3階）へご提出ください。
なお、県市制度と国制度は分けて申請することができます。
また、再建方法が決まらない場合は、国制度の加算支援金を後で申請することもできますので、ご相談ください。

※申請者は世帯主となりますが、手続きは代理の方でも可能です。
※住宅をやむを得ず解体する場合は、詳細の聞き取りを行った上で支援金額を変更する可能性があります。申請の前にご相談ください。

4. 申請時に必要な書類(1部)

申請する支援金の種類及び住宅の再建方法により、必要な書類が異なります。

○…必須、△…補修が難しくやむを得ず解体する場合に必要

被害状況	県市制度支援金及び国制度基礎支援金					加算支援金
	被災証明書	居住証明 (住民票の写し) ※1	預金通帳の 写し※2 (世帯主名義)	解体証明書 または滅失登 記簿謄本	敷地被害 証明 (危険度判定結果)	契約書等の 写し※3
全壊	○	○	○			○
大規模半壊	○	○	○	△		○
中規模半壊	○	○	○	△		○
半壊	○	○	○	△		○
床上浸水	○	○	○	△		○
敷地被害解体	○	○	○	○	○	○

※1 居住証明（住民票の写し）は、被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分をご準備ください。被害を受けた住宅に住民票を置いていない場合、申請までの間に住所や世帯構成などに変更があった場合は、追加で必要な書類がありますので、ご連絡ください。

※2 預金通帳は、表紙見開き部分（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、フリガナの記載面）の写しをご準備ください。

※3 契約書等は、同封の「よくあるお問い合わせ」のQ10～20をよく確認し、再建方法に応じたものをご準備ください。（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書）

5. 申請期間

- ・ 県市制度支援金 令和8(2026)年1月31日まで
- ・ 国制度基礎支援金 令和8(2026)年1月31日まで
- ・ 国制度加算支援金 令和9(2027)年1月31日まで

6. 確認事項

被災者生活再建支援金は、世帯の個別の生活状況などにより金額が異なる制度です。
そのため、申請前または申請時に、世帯の状況などについて細かく聞き取りをさせていただきますので、ご了承ください。

【申請・問い合わせ先】 柏崎市市民生活部 市民活動支援課（市役所3階）
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
TEL：0257-43-9127、0257-21-2272／FAX：0257-22-5904